

風しんの予防対策はだいじょうぶですか？

風しんは、せきやくしゃみなどで感染する病気で、妊娠初期の女性がかかると、おなかの中の赤ちゃんが先天性風しん症候群（難聴や心疾患、白内障、また精神や身体の発達の遅れ等）になるおそれがあります。

働きざかりの成人男性の感染が多く、妊娠する妻や職場の同僚などにうつると、生まれてくる赤ちゃんに障害が出る可能性があります。そのため、厚生労働省では職場での風しん予防対策を呼びかけています。

自分や家族、一緒に働く人を風しんから守るために

- 1 妊娠を希望する女性は、妊娠前に風しんの抗体検査を。**
抗体価が低い場合は、予防接種を検討しましょう。接種後は2カ月間妊娠を避ける必要があります。
- 2 妊娠中の女性は、家族が風しんの抗体検査を。**
妊婦自身は風疹の予防接種ができません。家族の抗体価が低い場合は、予防接種を検討してもらいましょう。
- 3 働くみなさんは、体調不良のときは無理をしないで。**
どうしても外出が必要な場合には、せきエチケットを徹底しましょう。風しんを疑う症状（発疹、発熱、リンパ節の腫れなど）が出たら医師に相談を。



厚生労働省「あなたの職場は風しん予防対策をしていますか？」より改変

●風疹含有ワクチンの定期予防接種制度と年齢の関係（2019年1月1日時点）

性別	接種回数	接種時期	接種場所	接種年齢	出生日
男性	2回 個別接種	幼児期に 個別接種 (1回)	中学生のときに 医療機関で 個別接種 (1回)	一回も接種していない	1990年4月2日生
女性	2回 個別接種	幼児期に 個別接種 (1回)	中学生のときに 学校で 集団接種 (1回)	一回も接種していない	1962年4月2日生

無料で抗体検査を受けられる自治体も多いので、お住まいの地域の保健所に問い合わせてみましょう。

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧を利用しているみなさんへ

2018年10月から

医師による「同意書」が変わりました

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術を受けて、健康保険の療養費の支給を受けるためには、あらかじめ医師の同意書の交付を受ける必要があります。2018年10月から次の点が変わりました。

2018年
10月からの
変更点



- 1 同意期間が3カ月から6カ月に変更**
これまでの同意期間は3カ月でしたが、2018年10月からは、同意期間が6カ月となりました。6カ月を超えて施術を受ける場合には、医師の再同意が必要です。
※変形徒手矯正術は従来どおり1カ月です。
- 2 再同意には、医師の診察と文書による同意書の交付が必要**
再同意を受けるためには、医師の診察を受け、文書によって同意書を交付してもらうことが必要となりました。

また、医師と施術者の連携が図られるよう、再同意の際に施術者が施術報告書を交付し、医師が施術の内容や患者の経過を確認できるようになりました。